

令和6年12月23日
総 合 支 所
保 健 福 祉 政 策 部

新たな金銭管理支援事業の実施について

(付議の要旨)

区民が成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の申請を行ってから、制度利用開始まで一定程度の時間を必要とする。その間に金銭管理が困難に陥る状況になった場合の区民生活を支援するために、新たに2種類の金銭管理支援事業の実施を決定する。

1 主旨

区では、平成28年度より、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、個別支援の充実とそれを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくことを目的とした地域ケア会議を「地区」、「地域」、「全区」の3層で実施している。この度、全区レベルでの検討が望まれる課題として「金銭管理」をテーマに挙げ、全区版地域ケア会議においてその対応策の検討を進めてきた。

現在、金銭管理の支援においては、成年後見制度や世田谷区社会福祉協議会（以下、「区社協」という。）が実施する地域福祉権利擁護事業（以下、「あんしん事業」という。）があるが、区民がそれら制度や事業の申請を行ってから、利用が開始されるまで、一定程度の時間を必要としている。制度の開始を待っている期間に金銭管理の能力が下がってしまい日常生活が困難になってくる事象があり（または申請を行う暇がない場合もあり）、その間の区民生活への支援が長年の課題になっていた。そのような場合、福祉事業者等の関係者が何らかの形で区民の金銭管理に関わらざるを得ないケースがあり、それぞれの関係者の負担となってきた。ついては、現行制度（成年後見制度やあんしん事業）利用開始までの区民生活を支援するとともに、福祉事業者など関係者の負担を軽減するため、新たに2種類の金銭管理に係る支援事業を実施することを決定する。

2 現在の金銭管理支援に関する主な制度

(1) あんしん事業

高齢や障害等により判断能力が十分でない方を対象に、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、区社協職員が自宅を定期的に訪問し、福祉サービス利用の手続きのお手伝いをはじめ、日常的な金銭の支払い、通帳などの大切な書類の預かりや保管、見守りを行う事業。区社協が東社協からの委託により実施しており、本事業の利用には申込者に契約能力がある事を要件とする。

また、東社協のガイドラインに基づき、利用申し込みから契約までに、複数回の訪問や制度説明、支援依頼内容の聴取、判断能力及び利用意思の確認、支援計

画書の作成、金融機関や生活支援員との調整、内部稟議等を行う必要があるため、当該事業の利用相談受付後、利用申込から契約締結まで平均2か月程度の契約準備期間を要する。

（２）成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が十分ではなく、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所によって選任された援助者（成年後見人・保佐人・補助人（以下、「成年後見人等」という。））が対象者を法的に支援する制度。

家庭裁判所への後見開始の申立てから利用開始までに一般的に1～2か月、長くて4か月かかる場合があるほか、申立てのために必要な書類等を揃える期間が別途必要となる。申立てができる者は、本人、配偶者、4親等内の親族などに限られ、親族がいない場合や親族からの支援が得られない場合は、区長による申立てを行っている。

（３）その他の制度

①任意後見制度（国）

本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、身上保護及び財産管理に関する事務）の内容をあらかじめ定めて任意後見契約を結んでおき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。

②生活保護受給者金銭管理支援事業（区）

生活保護受給者のうち、金銭管理に課題がある方に対し、家計管理の自立に向けた支援計画票を作成し、生活保護受給者自らが管理すべき金銭等を管理する支援を行う。

3 金銭管理支援に関する課題

区社協や区（主に総合支所保健福祉センター）では、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などにより、1人では預金を引き出せずに介護保険サービス利用料や日常生活に係る費用の支払いが困難な方へ、本人の希望や判断能力に応じてあんしん事業や成年後見制度の利用につなげているが、利用開始までの期間において、本人の預金はあるものの、様々な支払いができずにライフラインが停止またはそのおそれが有る状況が生じ、対応に苦慮している。

4 新たな金銭管理支援事業の内容

上記の課題に対応するため、区独自の支援事業を実施する。なお、本支援事業における定義は次のとおり。

金銭管理：「福祉サービス・医療サービスの利用手続」、「日常のお金の出し入れ」、「日常的金銭や通帳の預かり」等、契約やお金の管理。

(1) 「プレあんしん事業」

あんしん事業の利用申込みから契約開始までに必須となる契約準備期間も、判断能力が十分でない区民が安心して自立した地域生活を送ることができるよう、あんしん事業の利用開始前の期間において、同内容のサービスを受けられる事業を実施する。

対 象 者：あんしん事業の利用申込者で、早急な支援（公共料金の支払い、書類手続きなど）が必要な方

対象期間：本事業の申込みからあんしん事業の利用開始まで（約2か月間）

支援内容：福祉サービスの契約手続き支援、日常生活上の金銭の支払い支援など

①福祉サービスの利用援助（基本サービス）

- ・福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ・福祉サービスの利用における申込・契約の援助、苦情解決援助
- ・公的機関等から届く郵便物の整理など

②日常的金銭管理（オプション）

- ・日常生活に必要な預金の払戻し・預入れ、解約手続きの援助
- ・社会保険料、公共料金、家賃などの支払いの援助

※あんしん事業と同じくサービス利用料を設定する。

実施方式：区社協に委託

概算経費：5,735千円

歳入：サービス利用料 45千円

(2) 「プレこうけん事業」

成年後見制度の区長申立てが予定されている、または申立て中の区民を対象として、預金はあるが払戻しができず、電気・ガス・水道等のライフラインの停止またはそのおそれが有る状態を回避するため、民法第697条「事務管理」及び698条「緊急事務管理」を根拠に、区が必要な費用を立て替える。また、立て替えた費用は、民法702条「管理者による費用の償還請求等」に基づき後見開始後に成年後見人等から返済を受ける。

対 象 者：成年後見の区長申立て予定である方、または申立て中の方

対象期間：本事業の申込みから成年後見人等が選任されるまで（約2～6か月間）

対象費用：光熱水費、電話利用料、食費（宅配弁当代など）、エアコン修理費用、福祉サービス利用料、通院費用、施設入所・入院に係るアメニティ代等、のうち真に必要な費用

実施方式：区（各総合支所保健福祉センター）が主体となり実施

※対象者本人宛の請求書をもとに区が費用を立て替えて支払う。

会計事務処理としては、資金前渡で必要経費を受け取り、必要な期間（約2～6か月間）管理し、期間終了後精算する。

また、区はその債権を以て、成年後見人に立て替えた費用を請求する。

概算経費：9,900千円

内訳）歳出：負担金補助及交付金 9,900千円

（年間想定件数30件×330千円＊）

＊光熱水費滞納分 15千円×2か月分

当面の生活費 75千円×4か月分

歳入：雑入 返還金・戻入金 9,900千円

※立替費用は成年後見人等に返済を求める

5 その他

本事業の実施と並行し、機会を捉えて、自治体での現状を踏まえた法整備や補助のあり方などについて国へ要望していく。

6 今後のスケジュール（予定）

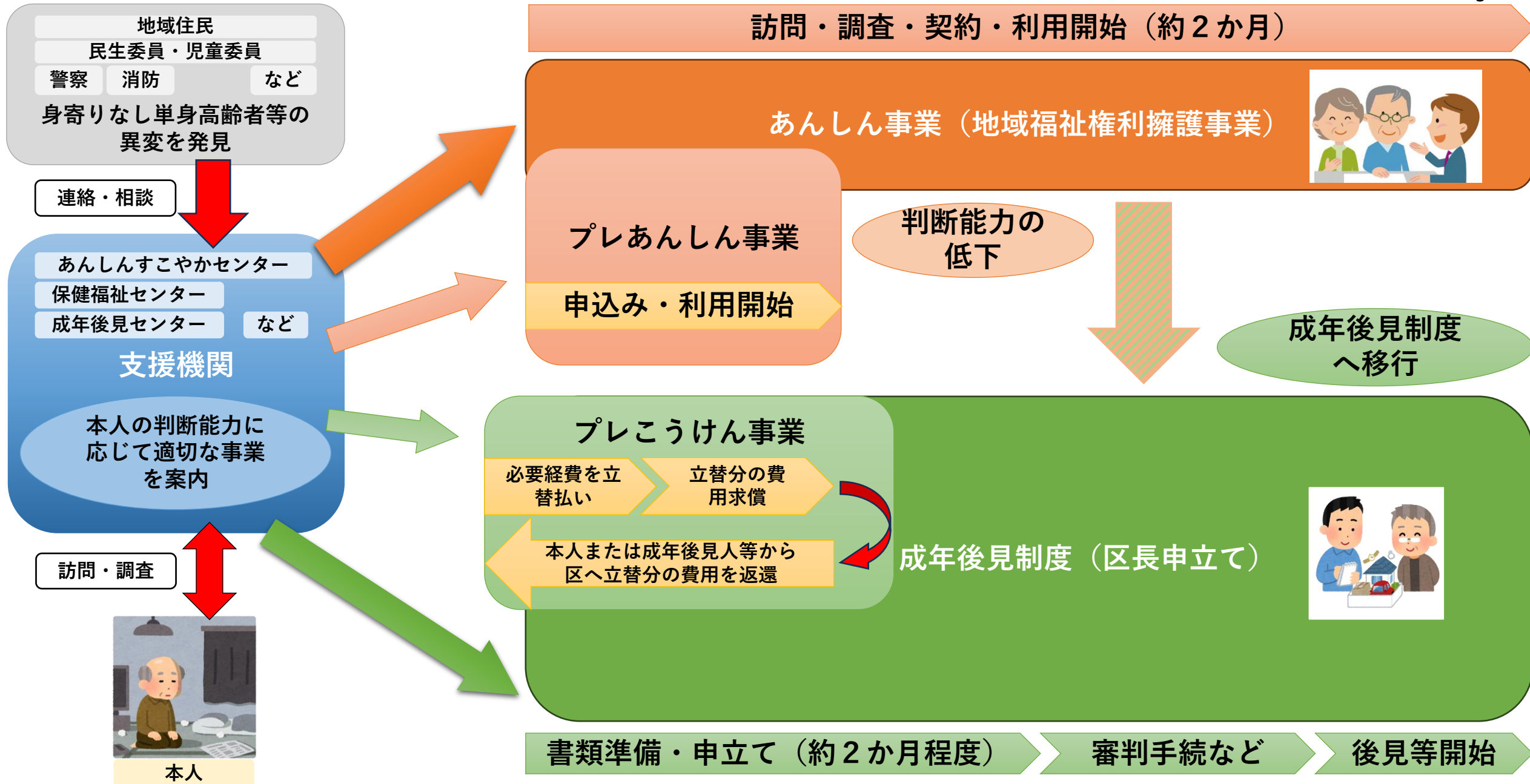
令和7年 2月 福祉保健常任委員会報告

令和7年 6月 運用開始

新たな金銭管理支援事業のイメージ図

別紙 1

5



別紙 2

1 あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）

（1）制度概要

高齢や障害等により判断能力が十分でない者に対し、住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、社協職員が自宅を定期的に訪問し、福祉サービス利用の手続きのお手伝いはじめ、日常的な金銭の支払い、通帳などの大切な書類の預かりや保管、見守りを行う事業である。

（2）利用対象者

「認知症の症状や知的障害、精神障害によって、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい者」かつ「本事業の契約能力がある者」

（3）利用料

世田谷区社会福祉協議会では、下記のとおり利用料を設定している。

①基本サービス

・福祉サービス利用援助

福祉サービスの情報提供や、手続きの方法や利用についての助言などを行う。

1回1時間まで1,000円（1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算）

②オプション

ア 日常的金銭管理サービス

日常生活に欠かせない、生活費の払い出し、公共料金の振込などを支援する。

（ア）通帳等を本人が保管する場合

1回1時間まで1,000円（1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算）

（イ）通帳等を預かる場合

1回1時間まで2,500円（1時間を超えた場合は、30分ごとに500円を加算）

イ 書類等の預かりサービス

書類預かり大切な書類、通帳、印鑑などを金融機関の貸金庫に保管する。

1か月1,000円

（4）利用実績等

	令和5年度	令和4年度（参考）
新規契約件数	63件	69件
年度末契約件数	155件	173件
解約件数 （うち後見制度への移行件数）	81件 (29件)	54件 (18件)
電話・窓口相談件数	91件	120件
新規・既契約者への訪問件数	1,696件	1,898件
生活支援員登録人数（3/31現在）	118名	119名

2 成年後見制度

(1) 制度概要

すでに認知症・知的障害・精神障害などで判断能力が十分ではないため、自分自身で契約や財産の管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）（以下、「成年後見人等」）を選任し、本人を法的に支援する制度。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

法定後見制度では、判断能力が不十分な方の権利や財産を保護するため、家庭裁判所に後見等開始の申立てを行い、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれる。本人の判断能力に応じて、下表のとおり「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。

		法定後見制度		
		後見	保佐	補助
対象となる方		判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人		本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
審判開始の要件 (本人の同意)		不要		必要
同意権・取消権	取消が可能な行為	すべての法律行為	民法 13 条 1 項所定の行為 ※注 1	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法 13 条 1 項所定の行為の一部)
	本人の同意	※日常生活に関することは除く		
代理権	範囲	すべての法律行為		申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」
援助者の責務		本人の意思を尊重し、本人の心身の状態、生活状況に配慮する		
制度を利用した場合の資格などの制限		成年被後見人等の資格や職業などの制限はなく、業務を適切に行う能力があるかを個別的・実質的に審査される。 ※注 2		

※注 1 民法 13 条 1 項に定める行為とは、借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいう。

※注 2 会社役員について 後見の場合は成年後見人の同意及び成年後見人による本人に代わる就任承諾が必要。
保佐の場合は保佐人の同意が必要。

この他に、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、「誰に」「どのように支援してもらうか」をあらかじめ契約により決めておく任意後見制度がある。

(2) 成年後見制度の利用実績（令和 5 年 12 月 31 日時点）

		後見	保佐	補助	任意後見	合計
申立件数	世田谷区	189	60	18	17	284
	東京都全体	3,570	951	295	175	4,991
利用者数	世田谷区	1,114	282	97	50	1,543
	東京都全体	19,433	5,056	1,661	550	26,700

※令和 5 年度の区長申立て件数は 48 件

参考：区内の高齢者人口等の推移等

令和5年10月26日開催「第7回
全区版地域ケア会議」資料より抜粋

高齢者人口の推移と将来人口推計（第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 答申）より一部抜粋）

- 高齢者人口と、高齢者が総人口に占める割合（高齢化率）は、微増傾向で推移しており、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年においても現在の水準が維持されることが見込まれている。
- その先の団塊ジュニア世代が高齢者になる2040（令和22）年を見据えると、高齢者人口が引き続き増加する一方で、64歳未満の人口が減少し、高齢化率の増加が見込まれている。

高齢者の金銭管理の実態

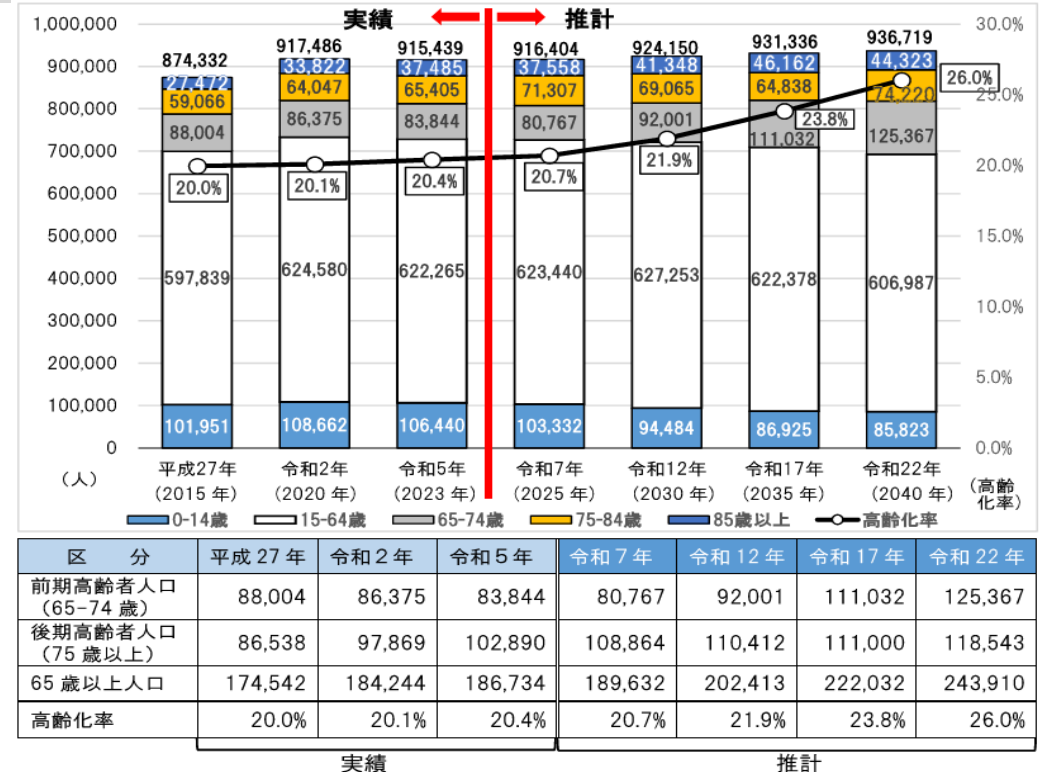
（「令和4年度世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査 報告書」より）

設問「自分で預貯金の出し入れをしていますか。」に対し、
「できない」と回答した者

- 高齢者全体 3.5%
- 要支援1 7.8%
- 要支援2 15.5%
- 要介護1～5 45.0%

在宅生活で最期を迎える人の増加や、独居の高齢者の増加など、他にも様々な要因があり、**今後も金銭管理の支援ニーズは増加していく**と想定される。

■図表 高齢者人口等の推移・推計 出典：住民基本台帳、世田谷区将来人口推計（令和5年7月）



5. 主な金銭管理の支援（公的な支援）①

9

		対象	制度の概要
法定 後見制度	国	認知症の症状や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない人	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度。 (本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。)
任意 後見制度	国	判断能力を有する人	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ任意後見人となる方や将来その方に委任する事務(本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務)の内容を定めて置き、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度。
日常生活自立支援事業 (あんしん事業)	都社協	「認知症の症状や知的障害、精神障害によって、必要な福祉サービスを自分の判断で適切に選択・利用することが難しい者」かつ 「本事業の契約能力があること」	高齢や障害等により判断能力が十分でない者に対し、安心して生活を送れるよう各種の情報提供や手続きの援助を行うことを通じて、適切に福祉サービスの選択・契約を行えるよう支える支援を実施する。
自立相談 支援事業	区	生活困窮者(就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事業により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)	生活困窮者及び生活困窮者の家族や関係者からの相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスにつなげる。
家計改善 支援事業			家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握を行い、相談者が自ら家計を管理できるよう支援する。状況に応じた支援計画の作成や相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせんなどを行い、早期の生活再生をサポートする。
金銭管理 支援事業	区	生活保護受給者で金銭管理に課題がある人	生活保護受給者のうち、金銭管理に課題がある方に対し、家計管理の自立に向けた支援計画票を作成し、生活保護受給者自ら管理すべき金銭等を管理する支援を行う。

5. 主な金銭管理の支援（公的な支援）②

10

	支援開始までの期間	費用	その他
法定 後見制度	家庭裁判所への申立てから、利用開始までの期間は多くの場合1～2カ月。長くても4カ月以内。 ただし、申立てるための必要な書類等を揃える期間が別途必要。	■後見開始の審判の申立てに必要な費用 ■成年後見人等の報酬 ・東京家庭裁判所が示す報酬の目安 - 月額2～6万円程度（流動資産額による）	■区内利用者数 1,518件(R4) ■区による報酬助成拡大 (令和5年4月1日より) ■区長申立件数 76件 (R4)
任意 後見制度	既に締結した任意後見契約に基づくものであるため、申立て約1カ月程度で審判が下りる。	■申立てに関する費用 ■公正証書の作成に必要な費用 ■任意後見人への報酬 - 本人と任意後見人との契約に基づく。 (一般的には法定後見制度と同額、もしくはやや高い)	■区内利用者数 53件 (R4)
日常生活自立支援事業 (あんしん事業)	相談受付後、初回訪問から平均2カ月程度で契約へと至る。	利用料は、契約締結後の支援から発生する。利用料のほか、生活支援員が契約者宅から金融機関、行政窓口等に出向いた時の交通費等、実費の負担が発生。 ■1回1時間 1,000円～2,500円程度	■専門員 6名 ■生活支援員 119名 ■新規契約者数 69名 ■解約者数 54名 ■利用者数(R4) 173名
自立相談 支援事業	相談者が来所し、相談に応じ、アセスメントを行い、支援計画を策定する。	—	■自立相談新規相談件数 (R4) 1,336件 (うち、個別相談 779件)
家計改善 支援事業			
金銭管理 支援事業	—	—	■区支援数(R4) 108件

【参考】：金銭管理の支援における事例

11

日常生活自立支援事業の利用に時間がかかるケース

- 本人は70代後半の高齢者。区内で独り暮らしをしている女性である。
- 生活保護の基準ではないが、年金収入のみで預貯金もあまりない。
- ある程度自立した生活はできているものの、認知機能が低下しており、銀行のキャッシュカードの暗証番号がわからなくなることがある。
- 買い物が好きで、嗜好品にお金を使ってしまうことが多々ある。ヘルパーに買い物を依頼しているが、手持金がなく、支払いができないことが頻繁に起きる。
- 早急に日常生活自立支援事業を利用していただきたいが、本人が関りのない人へ金銭を預けることに迷いが生じることがあり、契約に慎重な判断を要している。

事業利用までに死亡してしまったケース

- 本人は80代後半の高齢者。区内で独り暮らしをしていた男性である。
- 当時、入院中で在宅時のサービス利用の滞納も2カ月続いていた。
- 生活保護の基準ではないが、年金収入のみで利用料以外にも100万円ほど借金あり。
- 親族いるが借金トラブルから疎遠で、本人も親族への連絡を拒否。
- 区長申立てをするが、退院見込みであったが容体が急変。結局そのまま病院で逝去。
- 病院や在宅サービス事業者から未払金について、不動産会社から現状の確認について、ケアマネジャーや関係機関がそれぞれ強く対応を迫られるも、後見制度利用まで至っていなかったため、対応できない旨説明するしかなかった。

支援者へのアンケート調査に関する報告

支援者へのアンケート調査概要

1 調査のねらい

- (1)本来業務外であるにも関わらず、金銭管理に従事しているケアマネジャー等の支援者に対して、支援の経験及び内容、問題の改善に向けた考えについて、実態を把握するため。
- (2)解決に向けては金融機関の協力が不可欠と考え、支援に従事した際に、金融機関で協力を得られた事例又は得られなかった事例を収集し、金融機関との意見交換に活かすため。

2 調査方法

職員個人ごとに電子申請による回答を依頼した。

3 調査期間

令和6年7月9日から8月14日まで

4 調査対象者及び回答数

回答者数268名。内訳は以下のとおり。

所属		回答者数
区	生活支援課	15
	保健福祉課障害支援	11
	保健福祉課地域支援	23
関係機関	あんしんすこやかセンター（※1）	95
	地域障害者相談支援センター ぽーと	5
	社会福祉協議会	6
民間事業所	居宅介護支援事業所（※2）	110
	小規模多機能型居宅介護	3
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	0
合計		268

※1：28地区合計のあんしんすこやかセンター職員数は247人（令和6年8月1日時点）

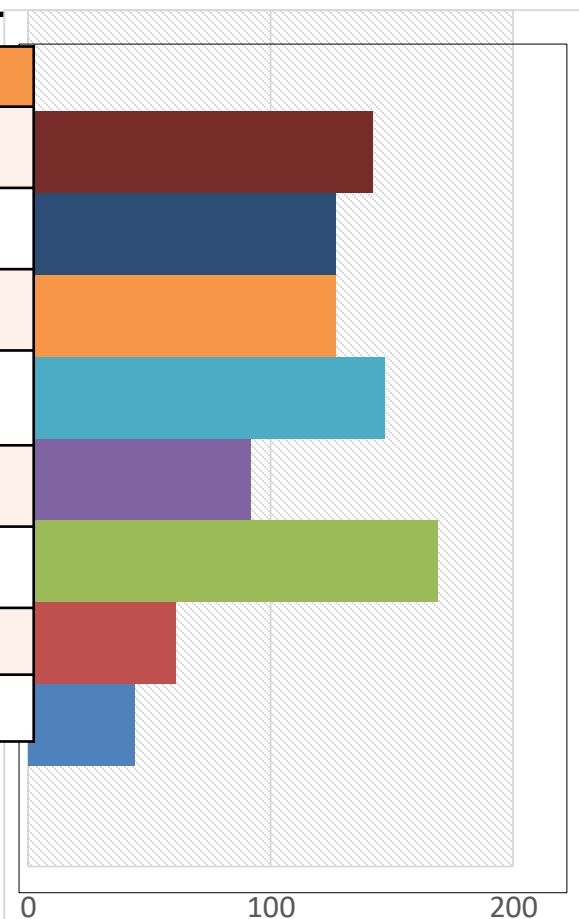
※2：区内のケアマネジャー延べ登録者数は722人（令和6年8月1日時点）

1-(1) 金銭管理問題 従事経験について①

14

【質問1】金銭管理の支援経験について伺います。場面は在宅生活者への支援です。
 障害や認知症の症状によって判断能力が十分でない高齢者または障害者等（以下「高齢者等」という）の金銭管理に関与した経験及び内容について教えてください。高齢者等への支援において、身寄りがなく頼れる方がいないため、以下のような業務を行った経験がある場合はご回答ください。（複数回答可能）

選択肢	回答数
1 預金引出しのために金融機関やコンビニ等に同行した	142
2 支払のために金融機関やコンビニ等に同行した	127
3 支払先に請求書を送ってもらうよう代理で依頼した	127
4 高齢者等から未納のお知らせや督促状、差し止めの通知等に関する相談を受け、本人が対処できないため支払先に代理で問い合わせた	147
5 負担可能額を確認するために、自宅で預金残高を一緒に確認した	92
6 自宅で請求書やキャッシュカード等を一緒に探した	169
7 1～6の他に金銭管理に関与した経験がある（詳細は次の項目に記載してください）	61
8 1～6に類するような経験はない	44



[7の主な回答は次のとおり]現金・通帳等の一時預かり、公共料金等の支払い代行、退院時の手続き代行、施設との契約手続きの立ち合い、クーリングオフ手続きの代行、

1-(1) 金銭管理問題 従事経験について②

15

【質問1】金銭管理の支援経験について伺います。場面は在宅生活者への支援です。
障害や認知症の症状によって判断能力が十分でない高齢者または障害者等（以下「高齢者等」という）の金銭管理に関与した経験及び内容について教えてください。高齢者等への支援において、身寄りがなく頼れる方がいないため、以下のような業務を行った経験がある場合はご回答ください。（複数回答可能）

【質問1 クロス集計結果】

所属	選択肢1 預金引出同行	選択肢2 支払同行	選択肢3 代理で依頼	選択肢4 代理問合せ	選択肢5 負担可能額確認	選択肢6 家探し	選択肢7 その他	選択肢8 経験なし
生活支援課	12	10	11	10	5	9	3	1
保健福祉課障害支援	4	4	3	3	3	3	0	4
保健福祉課地域支援	14	13	13	12	11	14	4	7
あんしんすこやかセンター	55	51	42	61	37	65	19	12
地域障害者相談支援センター ぽーと	2	2	1	2	1	2	2	2
社会福祉協議会	4	2	5	5	4	5	1	1
居宅介護支援事業所	49	44	52	54	30	70	31	16
小規模多機能型居宅介護	2	1	0	0	1	1	1	1
合計	142	127	127	147	92	169	61	44

【補足説明】回答者268名のうち、選択肢1～7を複数選択した内訳は以下のとおり。
7個選択：14名、6個：47名、5個：33名、4個：29名、3個：31名、2個：39名、1個：33名

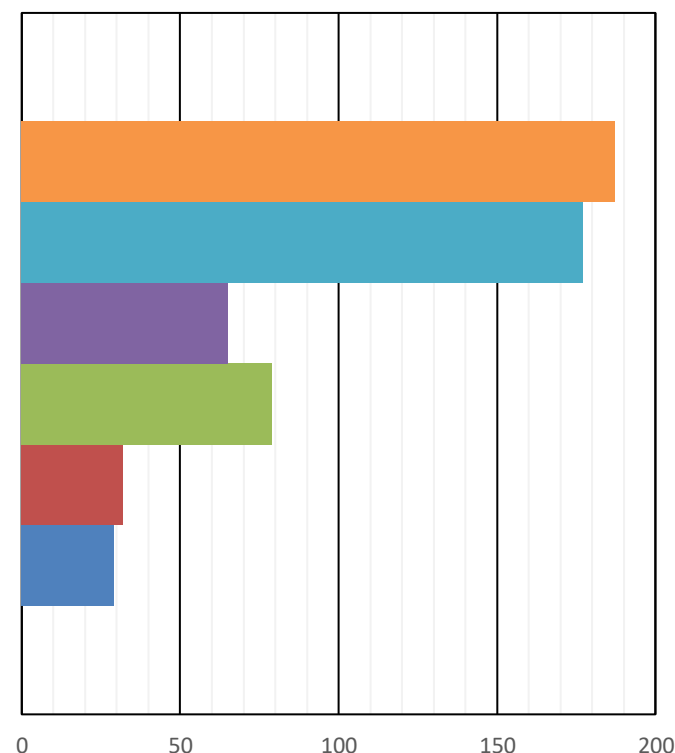
1 ー(3) 金銭管理問題 シャドウワークの解消案について①

16

【質問3】 質問1の1～7のような業務をいわゆる「シャドウワーク（※）」にしないために、どのような対策が有効と考えますか。

※シャドウワーク：日常的な事柄について本人が判断・意思決定と行動を完結できず、それを補完する家族もいない場合、支援職が専門性を超える支援を無償で提供せざるを得ないこと

選択肢	回答数
1 金銭管理を本来業務とする、別の担い手(民間サービスを含む)を確保する	187
2 成年後見制度やあんしん事業等の既存の制度を活用する	177
3 業務に対する報酬による補償	65
4 介護保険制度または障害者支援制度に金銭管理を組み入れる	79
5 1～4では解決にならない	32
6 その他	29



[6（その他）の主な回答（1）]

- ・元気なうちに金銭管理に備えることの啓発活動
- ・利用料負担を軽減した金銭管理サービスの導入
- ・介護職の研修プログラムへの組み入れ
- ・金融機関による金銭管理サービスの導入